

## 規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十六号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「改善させ」の下に「、並びに埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料として一般の利用に供する公文書の書誌情報（次項において「書誌情報」という。）の提供を承認させ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 文書等の完結及び前項の承認を受ける前の書誌情報の確認に関する事務を処理させるため、課及び所に文書公開情報確認者を置く。

#### 附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。